第２号様式

平成　　年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

住　所
氏　名　　㊞

豊洲新市場移転における市場業者への利子補給金（移転資金）交付についての個人情報の取扱いに関する同意書

私（契約成立後の契約人、その他〔　　〕）は、次の事項について同意いたします。

（個人情報の利用目的）

第１　東京都が、個人情報保護に関する条例に基づき、次の業務及び利用目的の達成に必要範囲で、個人情報を取得、保有、利用すること

（業務の内容）

第２　豊洲新市場における市場業者への利子補給金（移転資金）交付要綱に基づき、東京都が実施する利子補給金（移転資金）交付事業（以下、「本利子補給事業」という。）に関すること

（個人情報の取得・保有・利用）

第３

１　東京都が以下の情報について保護措置を講じた上で、取得、保有、利用すること

（１）氏名・性別・生年月日・住所・連絡先

（２）取得商品・サービス内容・取引先経営内容に関する情報

（３）預金残高情報

（４）融資残高・返済状況等与信取引内容に関する情報

（５）与信審査・条件変更審査内容に関する情報

（６）借入期間・金利・弁済額・弁済日等本取引に関する情報

（７）保証期間・保証料率等保証に関する情報

（８）延滞状況を含む本取引の弁済に関する情報

（９）期限の利益喪失・法的整理・手形不渡等事故発生に関する情報

（10）所有資産・与信取引状況等返済能力に関する情報

（11）その他、本利子補給事業を円滑に実施するために必要とされる情報

２　東京都が必要と認めた場合、住民票、戸籍謄（抄）本、戸籍の附票等に基づく、居住地を確認するために必要な情報や、債権の管理上相続人等を確認するために必要な情報を取得、保有、利用すること

３　本籍地、犯罪歴、保険医療情報等の業務上知り得た公表されていない情報を、東京都が適切な業務の運営の確保、その他必要と認められる目的のために利用すること

（利用目的）

第４　東京都が以下の目的で利用すること

（１）本利子補給事業の申込みの受付、審査、決定

（２）債権回収管理業務の履行

（３）法令等や契約上の権利の行使や義務の履行

（４）その他、本利子補給事業を円滑に実施するために必要なこと

（個人情報の第三者への提供等）

第５　東京都が以下の場合に個人情報を第三者へ提供すること

（１）連帯保証人、物上保証人等に債務残高等の東京都の保有する個人情報を提供すること

（２）東京都個人情報の保護に関する条例第 10 条第２項の規定に基づき、東京都の保有する個人情報を目的外利用・提供すること

（契約の不成立）

第６　契約が不成立の場合や、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず、契約の申込み・解約をした事実に関する個人情報が東京都に一定期間保有され、利用されること

（本同意書の変更）

第７　法令等に定める手続により、本同意書を必要な範囲で変更できること